

職業安定分科会(第 204 回)	資料1-1
令和6年2月 29 日	

建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

厚生労働省発職 0229 第1号

令和6年2月29日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 武見 敬三



別紙「建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省
令案要綱」について、貴会の意見を求める。

建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 建設分野作業員宿舍等設置助成コース助成金について、次の措置を講ずるものとする。

一 建設分野作業員宿舍等設置助成コース助成金の支給対象となる中小建設事業主に、石川県における建設作業に従事する建設労働者のための宿舍その他の施設（二において「作業員宿舍等」という。）の貸与を受ける中小建設事業主を追加すること。

二 一で支給対象とした中小建設事業主に対して、一の事業年度につき、次の1又は2に掲げる区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額（当該1又は2のいずれにも該当する場合にあっては、当該規定に定める額の合計額）（その額が二百万円を超えるときは、二百万円）を支給するものとする。

1 作業員宿舍等のうち宿舍の貸与を受ける場合 当該宿舍に居住する建設労働者の数に二十五万円を乗じて得た額

2 作業員宿舍等のうち宿舍以外の施設の貸与を受ける場合 当該施設の貸与に要する経費の三分の二に相当する額

第二 施行期日等

一 この省令は、公布の日から施行し、第一の措置は、令和六年一月一日以降に石川県における建設作業に従事する建設労働者のための宿舍その他の施設の貸与を受ける中小建設事業主について適用すること。

二 その他所要の規定の整備を行うこと。